

設計図書に対する質問回答(令和6年11月12日公告分)

業 務 名		明石クリーンセンター破碎選別施設包括管理業務委託
1	質 問	<p>第15条の3(不可抗力による損害)の3項に「協議開始の日から14日以内に」という文言がございます。</p> <p>また、同約款第15条の5(運転停止等の場合における補償)に「1日当たり～支払わなければならない。」と記載がございます。それぞれの日数が、暦日或いは操業日数のいずれでのご認識かご教示願います。</p> <p style="text-align: right;">【委託契約約款P.4～5】</p>
	回 答	<p>第15条の3第3項に記載する日数について、暦日になります。</p> <p>第15条の5に記載する日数について、第15条の5第2項に記載している廃棄物を処理できない状態が発生した日から起算して廃棄物を処理できる状態に復旧した日までの間における補償金となりますので、暦日になります。</p>
2	質 問	<p>第17条の4(契約が解除された場合等の違約金)に委託料10分の1相当額の支払いの旨の記載がございますが、業務完了委託料は違約金の対象外という認識で宜しいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【委託契約約款P.7】</p>
	回 答	<p>業務完了部分の有無に関わらず、違約金は、全委託料の10分の1に相当する額とします。</p>
3	質 問	<p>第1章「総則」第4節「一般事項」1「基本方針」の(6) DXツールにおいてタブレットの貸与をご要求されています。</p> <p>詳細な費用を算出する為に、「現場管理を効率的に行う」際に必要なツール等をご教示ください。</p> <p style="text-align: right;">【要求水準書P.5】</p>
	回 答	<p>「現場管理を効率的に行う」際に必要なツール等として、指定するアプリケーション等はありませんが、委託者と受託者がチャット等の機能によりコミュニケーションを密にすることを可能とするものや、現場で発生した事案等を適時報告することを可能にするものを想定しています。</p> <p>報告書の取り交わしについては、基本的にPCのメールや書面による提出で行ってきましたが、効率的に業務を進めるため、クラウドサーバーや共有サーバー等を用いた取り交わしに移行していこうと考えています。(一部書面で提出していただく書類もあります。)</p> <p>タブレットに求める機能は、上記クラウドサーバーや共有サーバー等を閲覧することが可能であり、チャット等やメールを使用できることを想定しています。</p>
4	質 問	<p>第2章 第1節 3「保全業務」(4) 保全業務範囲 ウ について、「修繕」に関する記載がございます。</p> <p>突発的に生じた修繕は委託者より通知受領後の実施を原則としますが、休日等、事前通知を受領することが不可能な場合があると想定されます。</p> <p>その場合は都度、協議願います。</p> <p style="text-align: right;">【要求水準書P.16】</p>
	回 答	<p>貴見のとおりです。</p>
以下質問はありません。		